



Press Release

山形労働局 発表
平成 28 年 9 月 7 日 (水)

報道関係者 各位

担	山形労働局労働基準部賃金室
	賃金室長 布川 健一
	賃金指導官 久保田 幸信
当	TEL 023-624-8224
	FAX 023-624-8345

山形県最低賃金 10月7日から時間額717円に！ —本日官報公示—

山形労働局長（局長：相浦亮司^{あいうらりょうじ}）は、山形地方最低賃金審議会（会長：山上朗^{やまかみあきら} 弁護士）の答申（本年 8 月 10 日）を受け、8 月 29 日に現行の山形県最低賃金（時間額）696 円を 21 円引き上げ、717 円（引上げ率 3.02%）とする改正決定を行い、本日（9 月 7 日）付けの官報に掲載された。

これにより、本日より 30 日が経過する 10 月 7 日から、山形県内で事業を営む使用者及びその事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む。）に、改正最低賃金（717 円）が適用される。

なお、今回の引上げ額 21 円は、最低賃金が時間額表示となった平成 14 年（2002 年）以降最高の上げ幅となる。（別添 4 参照）

今後、山形労働局では、改正最低賃金の周知広報及び法令遵守の指導監督を行うとともに、最低賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援事業である「業務改善助成金」「キャリアアップ助成金」の周知を各業界等に働き掛けることにしている。

【注】特定の産業（「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業：現行 767 円」「ポンプ・圧縮機械、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業：現行 783 円」「自動車・同附属品製造業：現行 782 円」「自動車整備業（自動車分解整備の業務に従事する者に限る）：786 円」の 4 つの産業）で働く労働者には山形県の「特定（産業別）最低賃金」が適用されます。

なお、山形県の「特定（産業別）最低賃金」は、山形地方最低賃金審議会において、12 月 25 日改正を目指し、現在、調査審議が行われている。

（参考）

- 別添 1 改正のおしらせ 山形県最低賃金 717 円
- 別添 2 PR 版リーフレット（最低賃金、しっかりチェックウー！！）
- 別添 3 平成 28 年度 地域別最低賃金時間額改正状況（改正後時間額順）
- 別添 4 山形県最低賃金の改正状況の推移

(別添1)

【改定のおしらせ】

山形県

最低賃金

21円UP

時間額

717 円

【発効日：平成28年10月7日】

《10月6日までは時間額696円》

山形県内で事業を営む使用者及びその事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む。）に適用される山形県最低賃金が改正されます。

最低賃金の計算には、（1）精皆勤手当、（2）通勤手当、（3）家族手当、（4）賞与等、（5）時間外・休日・深夜手当は含まれません。

【注】特定の産業（「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業：現行767円」「ポンプ・圧縮機械、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業：現行783円」「自動車・同附属品製造業：現行782円」「自動車整備業（自動車分解整備の業務に従事する者に限る）：786円」の4つの産業）で働く労働者には山形県の特定（産業別）最低賃金が適用されます。

【詳細については！】

山形県最低賃金総合相談支援センター（☎0800-800-9902）又は、
山形労働局労働基準部賃金室（☎023-624-8224）・最寄りの労働基準監督署まで！！

山形労働局・各労働基準監督署

山形県 最低賃金

時間額

717

21円
UP
円

平成28年10月7日から

守られる？ 守られる？ 守られる？
雇う上でも、働く上でも、
最低限の
ルールなんです!!

最低賃金、

しっかり

チェックウーッ!!



必ずチェック! **最低賃金** 使用者も、労働者も。

最低賃金に関する特設サイト
<http://www.saiteichingin.info>

パソコンでも最低賃金がチェックできます!

WEBでチェック!

最低賃金制度

検索



最低賃金に関するお問い合わせは山形労働局または最寄りの労働基準監督署へ

山形労働局ホームページアドレス
<http://yamagata-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

(別添3)

平成28年度 地域別最低賃金時間額改正状況（改正後時間額順）

山形労働局作成				
順位	都道府県名	改正前	改正時間額	引上げ額
1	東京	907円	932円	25円
2	神奈川	905円	930円	25円
3	大阪	858円	883円	25円
4	埼玉	820円	845円	25円
4	愛知	820円	845円	25円
6	千葉	817円	842円	25円
7	京都	807円	831円	24円
8	兵庫	794円	819円	25円
9	静岡	783円	807円	24円
10	三重	771円	795円	24円
11	広島	769円	793円	24円
12	滋賀	764円	788円	24円
13	北海道	764円	786円	22円
14	岐阜	754円	776円	22円
15	栃木	751円	775円	24円
16	茨城	747円	771円	24円
17	富山	746円	770円	24円
17	長野	746円	770円	24円
19	福岡	743円	765円	22円
20	奈良	740円	762円	22円
21	群馬	737円	759円	22円
21	山梨	737円	759円	22円
23	石川	735円	757円	22円
23	岡山	735円	757円	22円
25	福井	732円	754円	22円
26	新潟	731円	753円	22円
26	和歌山	731円	753円	22円
26	山口	731円	753円	22円
29	宮城	726円	748円	22円
30	香川	719円	742円	23円
31	福島	705円	726円	21円
32	島根	696円	718円	22円
33	山形	696円	717円	21円
33	愛媛	696円	717円	21円
35	青森	695円	716円	21円
35	岩手	695円	716円	21円
35	秋田	695円	716円	21円
35	徳島	695円	716円	21円
39	鳥取	693円	715円	22円
39	高知	693円	715円	22円
39	佐賀	694円	715円	21円
39	長崎	694円	715円	21円
39	熊本	694円	715円	21円
39	大分	694円	715円	21円
39	鹿児島	694円	715円	21円
46	宮崎	693円	714円	21円
46	沖縄	693円	714円	21円
全国加重平均額		798円	823円	25円

※改正前は、平成27年度地域別最低賃金額

※経済センサス（旧：事業所・企業統計調査）等の調査結果に基づいて、全国加重平均額の算定に用いる都道府県別の適用労働者数の更新を行っており、今年度の全国加重平均額の引上げ額には、労働者数の更新による影響分（1円）が含まれている。

山形県最低賃金の改正状況の推移

年 度	時 間 額			発 効 日
	金 額 (円)	引上げ額 (円)	引上げ率 (%)	
H14 (2002)	605	1	0.17	H14.10.1
H15 (2003)	606	1	0.17	H15.10.1
H16 (2004)	607	1	0.17	H16.10.1
H17 (2005)	610	3	0.49	H17.10.1
H18 (2006)	613	3	0.49	H18.10.1
H19 (2007)	620	7	1.14	H19.10.25
H20 (2008)	629	9	1.45	H20.10.30
H21 (2009)	631	2	0.32	H21.10.18
H22 (2010)	645	14	2.22	H22.10.29
H23 (2011)	647	2	0.31	H23.10.29
H24 (2012)	654	7	1.08	H24.10.24
H25 (2013)	665	11	1.68	H25.10.24
H26 (2014)	680	15	2.26	H26.10.17
H27 (2015)	696	16	2.35	H27.10.16
H28 (2016)	717	21	3.02	H28.10.7